いじめ防止基本方針

平成30年 5月 1日 策定

I いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法令2条にあるように「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童生徒が在籍している学校に 在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的 な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の 対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめを防止するための基本的な考え方

- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ・いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立つ。
- すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に 取り組む。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力・連携して活動する必要がある。
- (3) 内小友小学校いじめ防止基本方針策定の目的 上記の考え方に基づき、基本姿勢として以下の4つのポイントをあげる。
- ① いじめ防止のため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ② いじめ早期発見のため、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ③ いじめ早期解決のため、組織的な対応を行い、様々な手段を講じる。
- ④ 当該児童の安全を保証するとともに、校内外の各種団体や専門家と協力して対応できる相談体制・指導体制の充実を図る。

Ⅱ 学校における組織の設置及び組織的な取り組み

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命した「生徒指導委員会」を設置し、そのチームが中心になり教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかどうかを評価し、児童の実態に応じた取り組みを行う。

(1) 生徒指導委員会の設置について

・学校長が任命した教頭,教務主任,養護教諭,生徒指導主事,当該学担等をメンバーとして 設置する。必要に応じて関係機関から講師を加えるなど,柔軟に対応する。

(2) 生徒指導委員会の役割

- ・いじめ事案に対し、当委員会が中核になって組織的に取り組む。
- いじめに関する情報収集や記録, 対応に対する役割分担をする際の中核となる。
- ・ 重大事態が発生した場合は、中核になって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCAサイクルでの検証を行う。

Ⅲ いじめ未然防止及び早期発見のための取り組み

- (1) 未然防止~いじめが起こらない学級・学校づくり
 - 学級経営の充実
 - ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、児童アンケートを生かしたりして児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - ・わかる、できる授業をとおして、成就感や充実感がもてる授業の実践に努める。
 - 〇 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - 〇 相談体制の整備
 - 毎月の児童を語る会で気になる子どもの情報交換をし、児童理解に努める。
 - ・児童アンケートを活用し、児童面談の充実に努める。
 - たてわり班活動の実施
 - ・すこやか活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人と関わる力を身に付けさせる。
 - インターネット等を通じたいじめに対する対策
 - 全校児童に対するインターネット使用状況調査を行い、現状の把握と児童への情報モラル教育を行う。(DVD活用、出前講座の活用等)
 - 学校相互間の連携協力体制整備
 - 保育園や中学校との情報交換や交流学習を行う。

Ⅳ いじめ早期発見の取り組み

- (1) 教職員と児童との信頼関係の構築
 - ・児童のノートや日記から悩みを把握したり、休み時間の様子を観察したりしながら、話しかけて児童の思いをくみ取る。
 - 定期的に児童アンケート(学期末)を実施し、個人面談に活用する。
- (2) 保護者や地域、関係機関との円滑な連携
 - 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
 - ・管理職への報告・連絡を随時行い、対応の仕方について相談し、適切に対応する。
 - ・必要に応じて教育委員会やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、医療機関 など関係機関と連携して課題解決にあたる。
- (3) 教職員間の情報の共有化と情報の収集
 - 児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが 大切。

V いじめに対する措置、早期対応

- (1) 相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) 事実確認がされた場合、「生徒指導委員会」を開き組織的に対応する。
- (3) いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先にして迅速に対応する。
- (4) いじめ解消, 再発防止のため, いじめを受けた児童・保護者に対する支援及びいじめをした児童への指導と保護者への助言を継続的に親身に行う。
 - ※事実関係を正確に聴取・記録をし、当該保護者へきちんと伝える。
 - ※いじめをした児童~**いじめは絶対許されない姿勢**で指導~小の安定を図る指導
 - ※いじめ事案については個人情報に配慮しながら、教職員が共有するようにする。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要があれば一定期間、別室で学習する措置を講じる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめの場合は、教育委員会や警察署等と連携して対処する。
- (7) PTA/地域の会合等で『**いじめは絶対許されない**』という認識を広めていく。
- (8) PTA研修会等で「ネット上のいじめについて」の情報モラル研修を実施し、保護者に啓発をうながす。

Ⅵ ネット上のいじめへの対応

- (1) 啓発・研修
 - ・ネット使用上のルールについて講習会や授業を行う。(情報モラル教室, DVD活用)
- (2) 早期発見・早期対応
 - ・携帯、インターネット調査で実態を把握し、トラブルがあれば保護者と連携して早期解決に 当たる。
- (3) 関係機関との連携
 - 警察や児童相談所, 医療機関等の専門機関と連携して対応する。教育相談の実施の場を提供する。(いじめ緊急ホットライン, たんぽぽダイヤル, こども人権110番, やまびこ電話, すこやか電話等の相談窓口等の周知)

Ⅶ いじめ問題に取り組む体制の整備

- (1) 対策委員会の設置と定期的開催
 - ・生徒指導委員会(校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・養護教諭・当該学担等)を設置し、 定期的に開催し、いじめ問題についての調査、対応、連携を図る。
- (2) いじめ対策年間指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
 - ・児童理解に関する研修・指導援助に関する研修を実施。
- (3) 相談体制やカウンセリング体制の充実
 - スクールカウンセラーの支援を受け、校内の相談体制作りを行う。カウンセリングマインド 研修で教師のカウンセンリング技能の向上を図る。

(外部人材を招き, カウンセリング研修や児童への対応についての相談等)

™ いじめ対策年間指導計画

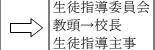
指 導 等 の 内 容		
域への活動		
能についての説明 総会・学級P】 基本方針の提示 等委員会】		
策の啓発 さつ・ノーメデ 運動実施】		
D情報交換 感談・個人面談】 民『暖流』1発行 員会 I		
一策合理 一		

8月	○児童を語る会【職員会議】 ○生徒指導に関する研修 (カウンセリング研修)	〇行事を通した人間関係づくり 【小中クリーンアップ活動】	〇いじめ対策の啓発 【小中クリーンナップ活動】
9月	○児童を語る会【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【学習発表会・体力つくり交流運動会】	○学校評価結果の公表 ○いじめ対策啓発 【市PTA研修会講演会】
1 0月	○児童を語る会【職員会議】 ○携帯・インターネット利 用調査	○行事を通した人間関係づくり 【パワフルマラソン大会・な べっこ,稲刈り】	○いじめ対策啓発 【市P会報発行】
11月	○児童を語る会【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【ハローの会Ⅱ(心のパリアフリー)】 【読書集会】 【収穫祭・祖父母参観】	○いじめ対策啓発 【大仙っ子読書運動】 【市PTA研修視察】
12月	○児童アンケート2 ○児童面談週間 ○児童を語る会【職員会議】 ○学校評価2	○行事を通した人間関係づくり【パフォーマンス集会】○学校評価2	○保護者との情報交換 【PTA学級懇談】 【学校保健委員会】
1月	○児童を語る会【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【スキー学習,スキー教室】	○保護者へ情報モラルの現状 に関するチラシ配布
2月	○児童を語る会【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【ポケットさんに感謝する会】 【児童総会Ⅱ】	○保護者との情報交換【 P 学級懇談】○学校評価結果の公表○ いじめ対策の啓発○学校評議員会 II
3月	○児童を語る会【職員会議】 ○1年のまとめ,引き継ぎ	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会・卒業式、 修了式、離任式】	〇PTA会報『暖流』2発行



🛚 いじめ事案への対応フロー図

いじめ情報 発見・提供・訴え等 学級担任・生活支援員等



生徒指導委員会

◆メンバー

校長,教頭,生徒指導主事,教務主任養護教諭,当該学担等

- ※必要に応じて, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーとも連携
- ◆対策委員会の開催・協議及び対応策の 決定
- ※判断・指示は校長(教頭)が行う

対応1〈初期対応〉・・・チームで迅速な対応

◆チーム(学年部)で即時対応…事実確認・情報収集等 ※情報提供者から聞き取り(十分に配慮)

- ※いじめを受けた児童への事実確認(十分に配慮)
- ※全教職員からいじめの確認,情報提供 ※いじめを行った児童からの事実確認(十分に配慮)
- ※いじめを行った児童からの事実確認(十分に配慮) ※学級、部活動の友人等への事実確認(十分に配慮)

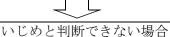
対応2〈解決に向けた対応〉・・・チームで適切かつ誠実な対応



いじめと判断された場合

- ①いじめを受けた児童の安全確保を 第一優先,そしてその保護者も含め継続して支援にあたる。
- ②いじめを行った児童への指導又は その保護者に対する助言を継続的 に行う。
- ③いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った。児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれら保護者と共有する措置、その他必要な措置を講ずるものとする。

「重大事態」「学校単独では対 応が困難」と判断した場合



- ①一人では絶対判断しない。情報 を集め、チームで対応。
- ②いじめを訴えている児童の話を 否定せずに教育相談を継続する。 ③継続的な行動観察と支援。



☆いじめている児童 がいじめていない と言う場合

- いじめという言葉 を使わずに、どの ような行為をした のかを確認する。
- その行為が相手に とってつらいもの であることを納得 させ,その行為を やめさせる説諭を する。

大仙市教育委員会からの指示に 従って対応!

※生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに大仙警察署へ通報!

- |※被害児童やその保護者への支援,加害児童やその保護者への助言について
 - 一方的,一面的な解釈で対処しない
 - ・問題の解決に向けて対応する際は、プライバシーを守ること
 - ・迅速に保護者にいじめの事実、調査の経緯、対応等について連絡すること
 - ・個々の事案応じた柔軟かつ適切な対応をあくまで組織として行う
 - ・保護者の話や思いを傾聴し、問題を解決することに全力を挙げることを約束する

※いじめが起きた集団への対応について

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。
- ・必要に応じて全校、学年、学級児童への説明や指導を行い、再発防止を誓う。

対応3〈再発防止に向けた対応〉・・・危機管理の心構え「さしすせそ」

(最悪を想定して) □ (慎重に対処する) む (素早く対処する) む (誠意をもって対応する) そ (組織の一員として対応する)

いじめ相談・通報窓口

相談・通報を受けた場合は速やかに事実確認を行います

〈学校におけるいじめ・相談窓口〉

教 頭 OO Tel68-2345 Fax86-4041

養護教諭 OO Eメール om-uchisyo@edu.city.daisen.akita.jp

〈学校以外の相談窓口〉大仙市教育委員会教育指導課 63-1111【内線335】

Eメール K-gakkyo@edu. city.daisen.akita.jp